

別棟とみなす取扱い

用途上不可分の関係にある建築物で、下記【条件】に該当するものは、それぞれを一の建築物として【運用】のとおり取り扱うものとする。

ケース 1 開放性のある通路で接続されている場合。(図 1)

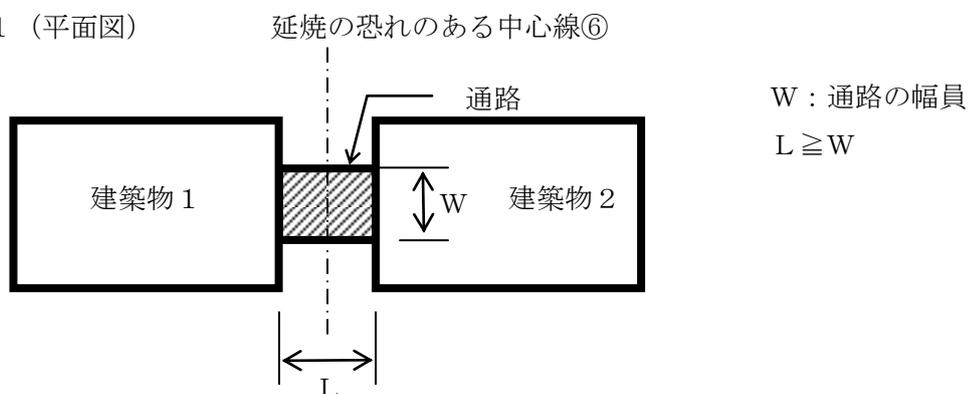
【条件】

- ① 開放性のある通路とは、外気に有効に開放されていることにより床面積の発生しないかつ、図 1 の空間を確保されたものであること。
- ② 通路部分は、通路以外の用途がないこと。
- ③ 通路部分は原則平屋とする。
- ④ 通路部分とその他の部分はエキスパンションジョイント等により構造耐力的に独立していること。
- ⑤ 通路部分の主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られていること。
- ⑥ 令第 5 章の避難規定については、各々の建物内で完結していること。

【運用】

- ① 各々別棟とみなす。(下図の場合の棟数は 3 となる。)
- ② 延焼の恐れのある部分の扱いについては、通路部分は無いものとする。よって下図の場合は、建築物 1, 2 間の中心からとなる。

図 1 (平面図)



ケース2. 庇等が重複しているもの（図2）

【条件】

- ① 庇が不燃材料でふかれており、相互に接する部分がないこと。
- ② 庇部分は2面が十分に外気に解放されていること。

【運用】

- ① 各々別棟とみなす。（下図の場合の棟数は2となる。）
- ② ハッチ部分は一の内部空間とみなして法（令第3章構造強度を除く）を適用する。
ただし、図中の $L1$ 、 $L2$ が有効2 m以上、かつ h が有効0.8 m以上確保されている場合、または一戸建の住宅（延べ面積の二分の一以上を居住の用に供し、かつ居住の用に供する以外の部分の床面積の合計が50 m²以内のものを含む）を除く。
- ③ 延焼の恐れのある部分の扱いについては、建築物1、2間の中心から発生するものとする。

